

土木工事共通仕様書（R7.10）の改正概要

1 基本事項

山形県農林水産部農村整備課の「土木工事共通仕様書」は、農林水産省農村振興局の「土木工事共通仕様書」及び、山形県県土整備部の「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠している。

第1編共通編第1章総則は県土整備部版、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改正内容 対照

(1) 仕様書本編の改正

- ・第1編 共通編、第1章 総則、第1節 総則、1-1-4 ワンデーレスポンス
ワンデーレスポンスに係る条文を新設した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第1節 総則、1-1-13 施工体制台帳
建設業法第26条第3項の改正に伴い改正した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第1節 総則、1-1-22 建設副産物
盛土規制法等法令に係る記載を追加した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第1節 総則、1-1-24 工事完成図書の納品
電子データによる納品に改正した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-1 主任技術者
施工途中の主任（監理）技術者の変更を改正した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-2 監理技術者
建設業法第26条第3項の改正に伴い改正した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-3 現場代理人
現場代理人の常駐義務の緩和を追加した。
- ・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、
1-2-4 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認
建設業法施行令第27条の改正に伴い専任を必要とする額を改正した。
- ・第1編 共通編、第3章 施工共通事項、第7節 コンクリート
諸基準類の改定に伴い改正した。
- ・第1編 共通編、第3章 施工共通事項、第10節 特殊コンクリート
諸基準類の改定に伴い改正した。

(2) 仕様書様式集の改正

【土木工事共通仕様書に基づく提出様式】

- ・工事写真及び完成写真
電子データによる納品に文言を統一した。
- ・様式一（11）完成写真表紙
書類の簡素化のため削除した。（※完成書類から除外することとする。）
- ・様式一（17）創意工夫・社会性等に関する実施状況
工事特性に関する記載を削除した。
記載内容を工事成績評定考査基準に整合した。

【建設工事請負契約約款に基づく提出様式】

- ・様式第5号 現場代理人等指定（変更）通知書
建設業法施行令第27条の改正に伴い専任を必要とする額を改正した。